

(裏)

5 数量	野立	屋上	壁面	突出	その他物件利用	簡易	電柱等巻付	電柱等袖付	その他	合計
	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
6 表示(設置)期間	当初施工(予定)日			除却(予定)日		許可を求める期間				
	年 月 日			年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日				
7 他法令等の許認可の状況	建築基準法による工 作物確認		道路法による道路占 用許可		道路交通法による道 路使用許可		その他()			
	() 不要 () 有 () 申請中 () 未申請		() 不要 () 有 () 申請中 () 未申請		() 不要 () 有 () 申請中 () 未申請		() 不要 () 有 () 申請中 () 未申請			
8 広告主	住所 氏名	電話 () -								
9 管理者	住所 氏名	電話 () -								
10 工事施工者	住所 氏名	電話 () -								
	屋外広告業の 登録番号等	年 月 日滋賀県屋外広告業登録第 号								

※ 受付欄	※手数料	※決裁区分	※決裁権者	※課 員	※担当者
	円				
※ 許可条件					
※ 許可番号	年 月 日豊屋告第 号				
※ 備考					

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像(広告物または掲出物件の表示面積(2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計)が滋賀県屋外広告物条例施行規則(以下「規則」という。)第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。)
 - (7) 景観配慮事項自己評価書
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類および当該広告物または掲出物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(7)までに掲げる書類を添付すること。
- 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
- (1) 注1(1)に掲げる書類
 - (2) 当該広告物または掲出物件のカラー写真
 - (3) 屋外広告物安全点検調書(規則第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件を除く。)
 - (4) 点検を行った者が規則第10条の4第6項各号に定める者であることを証する書類またはその写し(規則第10条の4第5項に規定する広告物または掲出物件に限る。)
- 4 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 6 該当する()内に印を付すこと。
- 7 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

番号	性質別の区分	形態別の区分	規模						備考
			地上高	縦	横	面数	面積		
							1表示	1文字 (最大)	
1			m	m	m	面	m ²	m ²	
2			m	m	m	面	m ²	m ²	
3			m	m	m	面	m ²	m ²	
4			m	m	m	面	m ²	m ²	
5			m	m	m	面	m ²	m ²	
6			m	m	m	面	m ²	m ²	
7			m	m	m	面	m ²	m ²	
8			m	m	m	面	m ²	m ²	
9			m	m	m	面	m ²	m ²	
10			m	m	m	面	m ²	m ²	
							合計	m ²	

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物

2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物 (はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物 (広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物 (広告旗)
- (9) 簡易広告物 (立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物 (提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



屋外広告物 許 可
変 更 許 可
継 続 許 可 申請書
(表)

年 月 日

(宛先)
豊郷町長

申請者

住 所
ふりがな
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに
名称および代表者の氏名)

電 話 () —

代理人

住 所
ふりがな
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに
名称および代表者の氏名)

電 話 () —

滋賀県屋外広告物条例 第10条第1項
第15条第1項
第15条第2項 の規定により、次のとおり申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 [許可番号 年 月 日 豊屋告 第 号] [許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日] <input type="checkbox"/> 継続 [許可番号 年 月 日 豊屋告 第 号] [許可期間 年 月 日 ~ 年 月 日]		
2 表示(設置)場所	敷地の地番	郡 町 番	
	敷地の管理者	住所 氏名	電話 () —
	条例上の地域区分	<input type="checkbox"/> 第1種地域 <input type="checkbox"/> 第2種地域 <input type="checkbox"/> 第3種地域 <input type="checkbox"/> 第4種地域 <input type="checkbox"/> 第5種地域 <input type="checkbox"/> 第6種地域 <input type="checkbox"/> 第7種地域 <input type="checkbox"/> 特別規制地域 ()	
	景観計画上の地域区分	<input type="checkbox"/> 景観重要区域内 <input type="checkbox"/> 景観重要区域外	
3 種類	性質別の区分	<input type="checkbox"/> 自家用広告物 <input type="checkbox"/> 非自家用広告物 [<input type="checkbox"/> 公共的広告物 <input type="checkbox"/> 案内図板 <input type="checkbox"/> 一般広告物]	
	形態別の区分	<input type="checkbox"/> 野立 <input type="checkbox"/> 屋上 <input type="checkbox"/> 壁面 <input type="checkbox"/> 突出 <input type="checkbox"/> その他物件利用 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 電柱等巻付 <input type="checkbox"/> 電柱等袖付 <input type="checkbox"/> その他	
4 規模	別紙のとおり		

(裏)

5 数量	野立	屋上	壁面	突出	その他 物件利用	簡易	電柱等 巻付	電柱等 袖付	その他	合計
	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
6 表示（設 置）期間	当初施工（予定）日			除却（予定）日		許可を求める期間				
	年 月 日			年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日				
7 他法令等 の許認可の 状況	建築基準法による工 作物確認		道路法による道路占 用許可		道路交通法による道 路使用許可		その他（ ）			
	（ ）不要（ ）有 （ ）申請中 （ ）未申請		（ ）不要（ ）有 （ ）申請中 （ ）未申請		（ ）不要（ ）有 （ ）申請中 （ ）未申請		（ ）不要（ ）有 （ ）申請中 （ ）未申請			
8 広告主	住所 氏名	電話（ ） -								
9 管理者	住所 氏名	電話（ ） -								
10 工事施工 者	住所 氏名	電話（ ） -								
	屋外広告業の 登録番号等	年 月 日 滋賀県屋外広告業登録第 号								
豊屋告 第 号 本件広告物（掲出物件）の表示（設置）を、滋賀県屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。 年 月 日 許可条件										

注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。

- (1) 表示し、または設置する場所を示す地図（縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、当該場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。）
 - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 表示し、または設置した後の景観の状況を想定した画像（広告物または掲出物件の表示面積（2以上の広告物を表示し、またはその掲出物件を設置しようとする場合にあつては、表示面積の合計）が滋賀県屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項第6号の表の左欄に掲げる地域および同表の中欄に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積を超える場合に限る。）
 - (7) 景観配慮事項自己評価書
- 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類および当該広告物または掲出物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(7)までに掲げる書類を添付すること。
 - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 注1(1)に掲げる書類
 - (2) 当該広告物または掲出物件のカラー写真
 - (3) 屋外広告物安全点検調書（規則第10条の4第4項各号に掲げる広告物または掲出物件を除く。）
 - (4) 点検を行った者が規則第10条の4第6項各号に定める者であることを証する書類またはその写し（規則第10条の4第5項に規定する広告物または掲出物件に限る。）
 - 4 代理人により申請を行う場合にあつては、代理人の資格を証する書類を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 6 該当する（ ）内に印を付すこと。
 - 7 ※欄は、記入しないこと。

(別紙)

申請に係る広告物または掲出物件の一覧表

番号	性質別の区分	形態別の区分	規模						備考
			地上高	縦	横	面数	面積		
							1表示	1文字 (最大)	
1			m	m	m	面	m ²	m ²	
2			m	m	m	面	m ²	m ²	
3			m	m	m	面	m ²	m ²	
4			m	m	m	面	m ²	m ²	
5			m	m	m	面	m ²	m ²	
6			m	m	m	面	m ²	m ²	
7			m	m	m	面	m ²	m ²	
8			m	m	m	面	m ²	m ²	
9			m	m	m	面	m ²	m ²	
10			m	m	m	面	m ²	m ²	
							合計	m ²	

注1 「性質別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 自家用広告物
- (2) 公共的広告物
- (3) 案内図板
- (4) 一般広告物

2 「形態別の区分」欄は、次のいずれかを記載すること。

- (1) 野立広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) 壁面広告物
- (4) 突出広告物
- (5) その他物件利用広告物
- (6) 簡易広告物 (はり紙・はり札)
- (7) 簡易広告物 (広告幕・のれん)
- (8) 簡易広告物 (広告旗)
- (9) 簡易広告物 (立看板・置看板)
- (10) 簡易広告物 (提灯)
- (11) 電柱等巻付広告物
- (12) 電柱等袖付広告物
- (13) その他の広告物

3 記入欄が不足する場合には、適宜欄を設けて記載するか、別葉に記載して添付すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。